

令和6年2月14日

職員の懲戒処分について

本市職員につきまして、2月14日付けにて地方公務員法第29条の規定により、下記の内容で処分をいたしましたので、犬山市職員の懲戒処分の公表基準により公表します。

記

1 被処分者 犬山市消防署

消防士長	34歳
消防副士長	30歳
消防副士長	28歳
消防士	22歳
消防士	21歳
消防士	20歳

2 処分内容 戒告

3 処分事案の概要・理由

被処分者は、年末年始に消防署で、複数回にわたり、複数人で賭博行為を行った。

単純賭博罪が成立する事案であり、そのうちの1回は公務中であったため、職務専念義務にも違反する行為である。

金額的には少額であり、賭博行為としてみれば、軽微とはいえるものの、市民の犬山市職員に対する信用の失墜につながる行為であり、公務員としての自覚と責任に欠ける非行行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、犬山市職員の懲戒に関する基準に基づき『戒告』に処する。

4 処分年月日

令和6年2月14日（水）

5 その他

懲戒処分に関連して管理監督責任者であった消防長、消防次長、消防署長、消防署副署長、消防署長補佐2名の計6名については、同日付けで訓告処分とした。

【市長コメント】

このたびの不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を傷つけることになり、心からお詫び申し上げます。

今一度、職員一人ひとりが服務規律を遵守し、このような事案の再発防止に万全を期するとともに、市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

市政を預かる市長として、市民の皆様に重ねて心からお詫び申し上げます。

犬山市長 原 欣 伸